

未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属: 都市整備局

頁	債権 整理 番号	債権名	担当・事業所名 (連絡先)
2	001	住宅使用料	住宅部管理課 電話:06-6208-9268
4	002	不正入居等損害金(管理担当)	住宅部管理課 電話:06-6208-9268
6	003	市営住宅附帯駐車場納付金	住宅部管理課 電話:06-6208-9268
8	004	市営住宅附帯駐車場使用料	住宅部管理課 電話:06-6208-9268
10	005	市営住宅附帯駐車場損害金	住宅部管理課 電話:06-6208-9268
12	006	土地区画整理事業に伴う換地清算徴収金	市街地整備部区画整理課(清算) 電話:06-6208-9437
14	008	賃料相当損害金	住宅部建設課(団地再生) 電話:06-6208-9273
			市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) 電話:06-6208-9454
16	009	地代相当損害金	住宅部保全整備課 電話:06-6208-9271

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当・事業所名	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	001	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)	債権名	住宅使用料
----	-------	---------	--------	-------------	-----	------	---------------	-----	-------

1. 令和6年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	----	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

(単位:千円)																			
過年度分										現年度分							合計		
前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高		調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
ア ＝前年度ケ''	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ(エ＋オ)		ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ') (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A 令和4年度実績	372,747	500	372,247	104,949	26,316	131,765	28.2%	35.3%	240,982	36,828,574	36,700,834	0	36,700,834	99.7%	99.7%	127,740	98.9%	99.0%	368,722
B 令和5年度実績	368,722	▲ 348	369,070	119,775	20,835	140,262	32.5%	38.0%	228,460	37,173,324	37,033,004	0	37,033,004	99.6%	99.6%	140,320	99.0%	99.0%	368,780
C 令和6年度修正目標	368,780	1	368,779	109,896	31,300	141,197	29.8%	38.3%	227,583	37,008,845	36,871,912	0	36,871,912	99.6%	99.6%	136,933	98.9%	99.0%	364,516
D 令和6年度実績	368,780	▲ 2,609	371,389	119,371	18,835	135,597	32.1%	36.8%	233,183	37,304,224	37,153,681	0	37,153,681	99.6%	99.6%	150,543	98.9%	99.0%	383,726
E 令和7年度計画	363,115	0	363,115	100,946	38,000	138,946	27.8%	38.3%	224,169	37,094,444	36,957,195	0	36,957,195	99.6%	99.6%	137,249	98.9%	99.0%	361,418
F 令和7年度目標	383,726	1	383,725	123,176	21,180	144,357	32.1%	37.6%	239,369	37,209,883	37,072,206	0	37,072,206	99.6%	99.6%	137,677	98.9%	99.0%	377,046

(参考)未収金残高の中期目標

令和7年度末	361,418	令和8年度末	360,193	令和9年度末	359,309
--------	---------	--------	---------	--------	---------

3. 令和6年度を取組実績・課題・改善策など

令和6年度を取組実績
【過年度】 ・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、住民基本台帳との連携システムを活用するなど、定期的に住民情報取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件としてきた。(令和6年度3月末時点委託年度取組:1,623千円) ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行ってきた。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行ってきた。(令和6年度3月末時点債権差押申立件数:24件 取立件数:17件) ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者について、支払督促を実施してきた。 ・破産で免責を受けたものに対する債権後継権額が(10万円未満)については、市長専決処分による債権放棄を実施した。(1件:30,800円) ・破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円以上)については、議決を得て債権放棄を実施した。(5件:1920,226円) 【現年度】 ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取り組み強化のための業務改善検討会を実施してきた。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取り組みを実施してきた。(令和6年度3月末時点即決和解申出件数:166件) ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施してきた。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送してきた。 ・口座振替・代理納付実施率の向上のための取り組みを行ってきた。
課題と改善策
【課題】 ・所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。
【改善策】 ・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。

4. 令和7年度を取組内容 … 「1. 令和6年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和6年度を取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。 ・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送する。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。
未収金の発生抑制に向けた取組
・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的に研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っている。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。特に新規申込者に重点的に勧奨する。また令和7年11月にオンライン申請を実施予定。

5. 令和6年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

回収債権										整理債権								合計
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
分類	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は 換価済だが、未収金が残りの見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計 ＝ 上記2のD (令6実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)
過年度未収債権の件数		4,319	86	95	113	201		581	5,395	29	622	88	121	402		12	1,274	6,669
過年度未収金残高		157,807	2,640	3,016	2,768	6,174		19,475	191,880	999	19,066	3,592	2,463	14,888		294	41,302	233,182
現年度未収債権の件数	119	2,966	47	572		461		4	4,169		22						22	4,191
現年度未収金残高	4,614	104,030	2,225	22,323		16,828		140	150,160		384						384	150,544

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数の場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤)又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権：(⑩又は⑪又は⑫→⑬) → ⑭)又は⑯ → ⑰

令和6年度決算見込における債務者数	3,478人	令和6年度決算見込における未収債権の件数(過年度＋現年度)	10,860
		令和6年度決算見込における未収金残高(過年度＋現年度)＝ 上記2のD(令6実績)のケ	383,726

6. 令和5年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

2位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	32.5%	20.8%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	99.6%	99.0%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	99.0%	94.5%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	都市整備局	担当・事業所名	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	002	債権区分	私債権	債権名	不正入居等損害金(管理担当)
----	-------	---------	--------	-------------	-----	------	-----	-----	----------------

1. 令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	B1	「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定
-----	----	-----	----	-------------	----	--

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

(単位:千円)

過年度分										現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度ケ	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ウ＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A 令和4年度 実績	977,642	3,336	974,306	21,174	28,315	52,825	2.2%	5.4%	924,817	37,206	6,129	0	6,129	16.5%	16.5%	31,077	2.7%	5.8%	955,894
B 令和5年度 実績	955,894	5,259	950,635	17,717	14,462	37,438	1.9%	3.9%	918,456	48,783	5,770	0	5,770	11.8%	11.8%	43,013	2.4%	4.3%	961,469
C 令和6年度 修正目標	961,469	1	961,468	20,190	26,500	46,691	2.1%	4.9%	914,778	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.7%	5.4%	956,519
D 令和6年度 実績	961,469	4,835	956,634	17,309	14,944	37,088	1.8%	3.9%	924,381	53,091	3,674	37	3,711	6.9%	7.0%	49,380	2.1%	4.0%	973,761
E 令和7年度 計画	950,739	0	950,739	14,261	30,000	44,261	1.5%	4.7%	906,478	44,000	6,732	0	6,732	15.3%	15.3%	37,268	2.1%	5.1%	943,746
F 令和7年度 目標	973,761	9,702	964,059	19,281	42,660	71,643	2.0%	7.4%	902,118	49,281	5,766	0	5,766	11.7%	11.7%	43,515	2.5%	7.6%	945,633

(参考)未収金残高の中期目標

令和7年度末	943,746	令和8年度末	936,858	令和9年度末	930,073
--------	---------	--------	---------	--------	---------

3. 令和6年度を取組実績・課題・改善策など

令和6年度を取組実績
【過年度】 ・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、住民基本台帳との連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件としてきた。(令和6年度3月末時点委託案件回収額:15,942千円) ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行ってきた。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行ってきた。(令和6年度3月末時点債権差押申立件数:32件 取立件数:16件) ・破産で免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対する債権(債権額が10万円以上)について、議決を得て債権放棄を実施した。(21件:7,297,588円) ・破産で免責を受けたもの、相続人不存在のもの、所在不明者に対する債権(債権額が10万円未満)について、市長専決処分による債権放棄を実施した。(3件:217,032円) 【現年度】 ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取組みを実施してきた。(令和6年度3月末時点即決和解申出件数:166件) ・住宅明渡の判決確定者に対し単純に強制執行を得っただけではなく、訪問員による現地訪問を実施し早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する取組みを行ってきた。 ・強制執行について、執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努めてきた。 ・東日本大震災避難者訴訟の一審判決で近傍家賃の2倍としていたものが、近傍同種家賃が妥当と判断されたため調定の変更を行った。(▲9,702千円)
課題と改善策
【課題】 ・損害金がある滞納者については、強制執行により退去した者が多数を占めるため、所在不明者の割合が高い。また所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。 【改善策】 ・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 ・他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。

4. 令和7年度を取組内容 … 「1. 令和6年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和6年度を取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。 ・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送する。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。
未収金の発生抑制に向けた取組
・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取組みを実施する。 ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	都市整備局	担当・事業所名	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	003	債権区分	私債権	債権名	市営住宅附帯駐車場納付金
----	-------	---------	--------	-------------	-----	------	-----	-----	--------------

1. 令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ''	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A	令和4年度 実績	220	0	220	0	0	0	0.0%	0.0%	220	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	220
B	令和5年度 実績	220	0	220	13	0	13	5.9%	5.9%	207	0	0	0	0	－	－	0	5.9%	5.9%	207
C	令和6年度 修正目標	207	0	207	12	0	12	5.8%	5.8%	195	0	0	0	0	－	－	0	5.8%	5.8%	195
D	令和6年度 実績	207	0	207	1	0	1	0.5%	0.5%	206	0	0	0	0	－	－	0	0.5%	0.5%	206
E	令和7年度 計画	196	0	196	12	0	12	6.1%	6.1%	184	0	0	0	0	－	－	0	6.1%	6.1%	184
F	令和7年度 目標	206	0	206	12	0	12	5.8%	5.8%	194	0	0	0	0	－	－	0	5.8%	5.8%	194

(参考)未収金残高の中期目標

令和7年度末	184	令和8年度末	172	令和9年度末	160
--------	-----	--------	-----	--------	-----

3. 令和6年度を取組実績・課題・改善策など

令和6年度を取組実績
・本市からの督促で支払いがない者に対しては、債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託してきた。 ・一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理し滞納解消へ取り組みを進めてきた。 ・所在不明の者については、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。
課題と改善策
【課題】 ・所在不明となっている者への督促が困難となっている。
【改善策】 ・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 ・他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取り組みを進める。

4. 令和7年度を取組内容 … 「1. 令和6年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和6年度を取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
・本市からの督促で支払いがない者に対する徴収について、債権回収を専門とする弁護士法人への委託を実施し、収納率の向上を図る。 ・一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理し滞納解消へ取り組む。 ・所在不明者については定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取り組みを進める。
未収金の発生抑制に向けた取組
・新規発生なし

5. 令和6年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

回収債権										整理債権								合計
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
分類	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等で所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの 又は 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残りの見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計 ＝ 上記2のD (令6実績)のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)
過年度未収債権の件数									0					3		16	19	19
過年度未収金残高									0					36		171	207	207
現年度未収債権の件数									0								0	0
現年度未収金残高									0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：(⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和6年度決算見込における債務者数	10人	令和6年度決算見込における未収債権の件数(過年度＋現年度)	19
		令和6年度決算見込における未収金残高(過年度＋現年度)＝ 上記2のD(令6実績)のケ	207

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	都市整備局	担当・事業所名	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	004	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)	債権名	市営住宅附帯駐車場使用料
----	-------	---------	--------	-------------	-----	------	---------------	-----	--------------

1. 令和6年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

(単位:千円)

		過年度分								現年度分							合計			
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度少	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A	令和4年度実績	8,460	▲18	8,478	4,481	475	4,938	52.9%	58.4%	3,522	2,298,369	2,292,435	0	2,292,435	99.7%	99.7%	5,934	99.6%	99.6%	9,456
B	令和5年度実績	9,456	▲51	9,507	5,694	387	6,030	59.9%	63.8%	3,426	2,283,556	2,276,853	0	2,276,853	99.7%	99.7%	6,703	99.5%	99.6%	10,129
C	令和6年度修正目標	10,129	0	10,129	4,659	219	4,878	46.0%	48.2%	5,251	2,259,331	2,252,553	0	2,252,553	99.7%	99.7%	6,778	99.5%	99.5%	12,029
D	令和6年度実績	10,129	▲13	10,142	5,947	145	6,079	58.6%	60.0%	4,050	2,232,575	2,226,513	0	2,226,513	99.7%	99.7%	6,062	99.5%	99.5%	10,112
E	令和7年度計画	12,940	0	12,940	5,952	243	6,195	46.0%	47.9%	6,745	2,312,899	2,305,960	0	2,305,960	99.7%	99.7%	6,939	99.4%	99.4%	13,684
F	令和7年度目標	10,112	0	10,112	5,926	220	6,146	58.6%	60.8%	3,966	2,176,877	2,170,346	0	2,170,346	99.7%	99.7%	6,531	99.5%	99.5%	10,497

(参考)未収金残高の中期目標

令和7年度末	13,684	令和8年度末	12,247	令和9年度末	10,412
--------	--------	--------	--------	--------	--------

3. 令和6年度の取組実績・課題・改善策など

令和6年度の取組実績
【過年度】 ・退去滞納者に対しては、債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託してきた。(令和6年度3月末時点委託案件回収額:167千円) ・解約した後転居先が不明な者に対しては、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件としてきた。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行ってきた。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置に向けた手続きを進めてきた。 ・破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円未満)について、市長専決処分による債権放棄を実施した(1件:12,580円) 【現年度】 ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取り組み強化のための業務改善検討会を実施してきた。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取り組みを実施してきた。(令和6年度3月末時点即決和解申出件数:15件) ・即決和解申出者に対し和解除日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施してきた。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送してきた。 ・口座振替実施率の向上のための取り組みを行ってきた。
課題と改善策
【課題】 ・所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。
【改善策】 ・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。

4. 令和7年度の取組内容 … 「1. 令和6年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和6年度取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
・退去滞納者については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、引続き収納率の向上を図る。 ・解約した後転居先が不明な者に対して、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。
未収金の発生抑制に向けた取組
・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨を引き続き実施。また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組みの強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。 ・即決和解申出者に対し和解除日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引続き、口座振替実施率の向上を目指す。特に新規申込者に重点的に勧奨する。また令和7年11月にオンライン申請を実施予定。

5. 令和6年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

回収債権										整理債権								合計
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
分類	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、 相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、 強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割 契約により、分割納付中であり、 現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割 契約により、分割納付中だが、 現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、 債務者の資力回復を待つため、 納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割 契約を行ったが、 分割納付の履行が滞り、 再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残りの見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、 強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、 停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計 ＝ 上記2のD (令6実績)のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)
過年度未収債権の件数		248	2	8	6		33		297		27	6		23		1	57	354
過年度未収金残高		2,840	22	97	68		394		3,421		322	65		236		6	628	4,050
現年度未収債権の件数	43	422		32		21			518								0	518
現年度未収金残高	486	4,975		381		220			6,062								0	6,062

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤)又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権：(⑩又は⑪又は⑫ → ⑬) → ⑭)又は⑯ → ⑰

令和6年度 決算見込に おける 債務者数	418 人	令和6年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	872
		令和6年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝ 上記2のD(令6実績)のケ	10,112

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当・事業所名	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	005	債権区分	私債権	債権名	市営住宅附帯駐車場損害金
----	-------	---------	--------	-------------	-----	------	-----	-----	--------------

1. 令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	B1	「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定
-----	---	-----	----	-------------	----	--

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

(単位:千円)

過年度分										現年度分							合計		
前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高		調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
ア ＝前年度ケ	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)		ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ア')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A 令和4年度実績	13,685	73	13,612	608	53	734	4.5%	5.4%	12,951	1,492	172	0	172	11.5%	11.5%	1,320	5.2%	6.0%	14,271
B 令和5年度実績	14,271	489	13,782	725	63	1,277	5.3%	8.9%	12,994	2,912	157	0	157	5.4%	5.4%	2,755	5.3%	8.3%	15,749
C 令和6年度修正目標	15,749	0	15,749	236	0	236	1.5%	1.5%	15,513	2,707	368	0	368	13.6%	13.6%	2,339	3.3%	3.3%	17,852
D 令和6年度実績	15,749	1	15,748	487	0	488	3.1%	3.1%	15,261	3,227	433	0	433	13.4%	13.4%	2,794	4.8%	4.9%	18,055
E 令和7年度計画	18,356	0	18,356	275	345	620	1.5%	3.4%	17,736	1,900	306	0	306	16.1%	16.1%	1,594	2.9%	4.6%	19,330
F 令和7年度目標	18,055	0	18,055	271	0	271	1.5%	1.5%	17,784	2,705	273	0	273	10.1%	10.1%	2,432	2.6%	2.6%	20,216

(参考)未収金残高の中期目標

令和7年度末	19,330	令和8年度末	17,593	令和9年度末	16,045
--------	--------	--------	--------	--------	--------

3. 令和6年度を取組実績・課題・改善策など

令和6年度を取組実績
【過年度】 ・退去滞納者に対しては、債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託してきた。(令和6年度3月末時点委託案件回収額:195千円) ・解約した後転居先が不明な者に対しては、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件としてきた。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行ってきた。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置に向けた手続きを進めてきた。 【現年度】 ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取り組み強化のための業務改善検討会を実施してきた。 ・滞納期間3ヶ月以上のものでも明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取り組みを実施してきた。(令和6年度3月末時点即決和解申出件数:16件) ・即決和解申出者に対し和解除日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施してきた。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送してきた。 ・口座振替実施率の向上のための取り組みを行ってきた。
課題と改善策
【課題】 ・所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。 【改善策】 ・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。

4. 令和7年度を取組内容 … 「1. 令和6年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和6年度を取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
・退去滞納者については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、引続き収納率の向上を図る。 ・解約した後転居先が不明な者に対して、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。
未収金の発生抑制に向けた取組
・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。 ・駐車場明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけではなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主解約を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。

5. 令和6年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

回収債権										整理債権								合計	
分類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		残高の合計 ＝ 上記2のD (令6実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)	
	滞納発生直後の もの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のも の	督促状送付後、 各種処分に向け て、財産調査中 又は 行方不明等で所 在など調査中 又は 個人債務者が死 亡したため、相 続人調査中のも の	【強制公】 差押手続中のも の 又は 交付要求中のも の 【非・私】 債務名義取得の ため法的手続中 のもの	【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得 後、 強制執行中 又は 強制執行予定の もの	換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分納誓約 により、 分割納付中であ り、 現在の分割納付 額で、10年以内 の完納見込があ るもの	換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分納誓約 により、 分割納付中だ が、 現在の分割納付 額では、完納ま で10年以上要す るもの	換価猶予等又は 履行延期の特約 等により、 債務者の資力回 復を待ため、 納付を猶予(期 限延長)している もの	換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分納誓約 を行ったが、 分割納付の履行 が滞り、 再度、納付交渉 中のもの		【強制公】 差押えを行った が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残る、回 収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額によ り、強制執行見 込のないもの	所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後な お相続人未確定 若しくは 相続人不存在確 定だが、 停止の判断に至 れていないもの	債務者の代理人 から債務整理の 委任通知が届い ているもの 又は 債務者が破産手 続中のもの	債務者が破産免 責決定を受けた もの	【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の決 議を行っている もの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を行 っているもの	【強制公】 債務者が生活困 窮中だが、債権 の特性上、停止 の決議を行えな いもの 【非・私】 債務者が無資力 だが、納付交渉 に応じず、履行 延期の特約等を行 えないもの	消滅時効期間が 経過しているも の		
過年度	未収債権 の件数		212	5		4		53		274		34	7		74		227	342	616
未収金 残高		7,047	102			81		1,240		8,470		789	154		1,195		4,654	6,792	15,262
現年度	未収債権 の件数	65	46		17	3				131								0	131
未収金 残高	1,295	1,000		428		70				2,793								0	2,793

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それ以外の相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：(⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

令和6年度
決算見込に
おける
債務者数

123
人

令和6年度決算見込における
未収債権の件数(過年度+現年度)

令和6年度決算見込における
未収金残高(過年度+現年度)
＝ 上記2のD(令6実績)のケ

747
18,055

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当・事業所名	市街地整備部区画整理課(清算)	債権整理番号(3ケタ)	006	債権区分	強制徴収公債権(強制公)	債権名	土地区画整理事業に伴う換地清算徴収金
----	-------	---------	-----------------	-------------	-----	------	--------------	-----	--------------------

1. 令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

(単位:千円)																				
過年度分										現年度分							合計			
前年度からの 調定繰越額		年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高	
ア ＝前年度ケ''		イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'	
A	令和4年度 実績	16,076	0	16,076	551	60	611	3.4%	3.8%	15,465	1,445	1,007	0	1,007	69.7%	69.7%	438	8.9%	9.2%	15,903
B	令和5年度 実績	15,903	0	15,903	2,395	1,765	4,160	15.1%	26.2%	11,743	1,378	971	0	971	70.5%	70.5%	407	19.5%	29.7%	12,150
C	令和6年度 修正目標	12,150	▲ 1	12,151	1,258	0	1,257	10.4%	10.3%	10,893	314	14	0	14	4.5%	4.5%	300	10.2%	10.2%	11,193
D	令和6年度 実績	12,150	▲ 1	12,151	1,076	2,021	3,096	8.9%	25.5%	9,054	254	92	0	92	36.2%	36.2%	162	9.4%	25.7%	9,216
E	令和7年度 計画	13,608	▲ 171	13,779	2,097	0	1,926	15.2%	14.2%	11,682	311	11	0	11	3.5%	3.5%	300	15.0%	13.9%	11,982
F	令和7年度 目標	9,216	9	9,207	224	0	233	2.4%	2.5%	8,983	162	0	0	0	0.0%	0.0%	162	2.4%	2.5%	9,145

(参考)未収金残高の中期目標

令和7年度末	11,982	令和8年度末	12,140	令和9年度末	11,984
--------	--------	--------	--------	--------	--------

3. 令和6年度を取組実績・課題・改善策など

令和6年度を取組実績
・不動産や預貯金などの財産調査を行い、収入状況に応じて自主納付や差押えを行うか、或いは滞納処分を停止を経て不能欠損処理して完結するかの見極めを行った。 ・残高を文書で通知し納付意識の向上を図った。(1債務者につき年1回以上)
課題と改善策
【課題】 ・納付が滞った場合に直ちに催告しても、応じない債務者や滞納を繰り返す債務者がいる。 ・家計の悪化(収入減少など)により、納付が滞る場合がある。 【改善策】 ・訪問により本人及び相続人の生活状況を把握するとともに、財産調査を行って滞納処分等を検討する。

4. 令和7年度を取組内容 … 「1. 令和6年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和6年度を取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
・督促文書の通知を行う。 ・納付が滞っている債務者に対し電話番号や自宅訪問したうえで生活状況を確認し、納付を促す。 ・残高を文書で通知し納付意識の向上を図る。(1債務者につき年1回以上) ・最終的に不動産や預貯金などの財産調査を行い、収入状況に応じて自主納付や差押えを行うか、或いは滞納処分を停止を経て不能欠損処理して完結するかの見極めを行う。
未収金の発生抑制に向けた取組
・納付が滞っている債務者に対し電話連絡や自宅を訪問したうえで生活状況を確認し、納付を促す。 ・居住調査及び親族調査を行い、収入状況に応じて自主納付や差押えを行うか、或いは滞納処分を停止を経て不能欠損処理して完結するかの見極めを行う。 ・残高を文書で通知し納付意識の向上を図る。(1債務者につき年1回以上)

5. 令和6年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

回収債権										整理債権								合計
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
分類	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等で所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの 又は 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残りの見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計 ＝ 上記2のD (令6実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)
過年度未収債権の件数						11	5		16								0	16
過年度未収金残高						3,521	5,533		9,054								0	9,054
現年度未収債権の件数						0	2		2								0	2
現年度未収金残高						0	162		162								0	162

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤)又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権：(⑩又は⑪又は⑫ → ⑬) → ⑭)又は⑯ → ⑰

令和6年度決算見込における債務者数	16人	令和6年度決算見込における未収債権の件数(過年度＋現年度)	18
		令和6年度決算見込における未収金残高(過年度＋現年度)＝ 上記2のD(令6実績)のケ	9,216

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当・事業所名	建設課(団地再生グループ) 住環境整備課(市街地再開発グループ)	債権整理番号(3ケタ)	008	債権区分	私債権	債権名	賃料相当損害金
----	-------	---------	-------------------------------------	-------------	-----	------	-----	-----	---------

1. 令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ''	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A	令和4年度 実績	3,521	0	3,521	0	0	0	0.0%	0.0%	3,521	162	162	0	162	100.0%	100.0%	0	4.4%	4.4%	3,521
B	令和5年度 実績	3,521	0	3,521	0	0	0	0.0%	0.0%	3,521	163	163	0	163	100.0%	100.0%	0	4.4%	4.4%	3,521
C	令和6年度 修正目標	3,521	0	3,521	3,521	0	3,521	100.0%	100.0%	0	163	163	0	163	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0
D	令和6年度 実績	3,521	0	3,521	0	0	0	0.0%	0.0%	3,521	163	163	0	163	100.0%	100.0%	0	4.4%	4.4%	3,521
E	令和7年度 計画	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
F	令和7年度 目標	3,521	0	3,521	3,521	0	3,521	100.0%	100.0%	0	163	163	0	163	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0

(参考)未収金残高の中期目標

令和7年度末	0	令和8年度末	0	令和9年度末	0
--------	---	--------	---	--------	---

3. 令和6年度の取組実績・課題・改善策など

令和6年度の取組実績
(建設課(団地再生グループ)) ・債務者については、令和6年5月、令和7年2月に訪問勧告・協議を行い売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付した随契売却交渉を行った。 (住環境整備課(市街地再開発グループ)) ・被相続人の兄弟姉妹の相続放棄申述の有無について、家庭裁判所に照会を行い、改めて相続人を確定させた。 ・債務者(相続人)に対し、納付いただく必要がある旨、また生活保護受給中等により支払いが困難な場合には、履行期限の延長等の手続きが可能である旨を記載した文書を送付した。
課題と改善策
【課題】 (建設課(団地再生グループ)) ・債務者について、納付が滞っているため、完納に向けた交渉を行う必要がある。 (住環境整備課(市街地再開発グループ)) ・未だ納付がない状況である。 ・財産状況についての連絡がなく、資力が不明である。 【改善策】 (建設課(団地再生グループ)) ・債務者に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行い、早期に売買契約を締結する。 (住環境整備課(市街地再開発グループ)) ・対面による交渉の機会を探りつつ、差押えに向けて事務を進める。

4. 令和7年度の取組内容 … 「1. 令和6年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和6年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
(建設課(団地再生グループ)) ・債務者に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、引き続き売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。 (住環境整備課(市街地再開発グループ)) ・電話による督促と併せて、訪問による督促を行う。 ・差押え可能な財産の有無について調査を行う。
未収金の発生抑制に向けた取組
・今後発生の見込みなし。

5. 令和6年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

回収債権										整理債権								合計
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
分類	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残りの見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計 ＝ 上記2のD (令6実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)
過年度未収債権の件数		3							3								0	3
過年度未収金残高		3,521							3,521								0	3,521
現年度未収債権の件数									0								0	0
現年度未収金残高									0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：(⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和6年度決算見込における債務者数	2人	令和6年度決算見込における未収債権の件数(過年度＋現年度)	3
		令和6年度決算見込における未収金残高(過年度＋現年度)＝ 上記2のD(令6実績)のケ	3,521

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当・事業所名	住宅部保全整備課	債権整理番号(3ケタ)	009	債権区分	私債権	債権名	地代相当損害金
----	-------	---------	----------	-------------	-----	------	-----	-----	---------

1. 令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ''	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A	令和4年度 実績	256	0	256	19		19	7.4%	7.4%	237				0	－	－	0	7.4%	7.4%	237
B	令和5年度 実績	237	0	237	0	0	0	0.0%	0.0%	237	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	237
C	令和6年度 修正目標	237	0	237	18	0	18	7.6%	7.6%	219	0	0	0	0	－	－	0	7.6%	7.6%	219
D	令和6年度 実績	237	0	237	41	0	41	17.3%	17.3%	196	0	0	0	0	－	－	0	17.3%	17.3%	196
E	令和7年度 計画	116	0	116	10	0	10	8.6%	8.6%	106	0	0	0	0	－	－	0	8.6%	8.6%	106
F	令和7年度 目標	196	0	196	18	0	18	9.2%	9.2%	178	0	0	0	0	－	－	0	9.2%	9.2%	178

(参考)未収金残高の中期目標

令和7年度末	106	令和8年度末	96	令和9年度末	72
--------	-----	--------	----	--------	----

3. 令和6年度の実績・課題・改善策など

令和6年度の実績
・債務者8名に、納付を求める文書の送付(令和6年9月、令和7年3月)を実施した。 ・債権者1名に、納付を求める文書の送付(令和6年9月)を実施し、未収金の完納に至った。
課題と改善策
【課題】 ・債務者ごとの債務額が低額なので、比較的费用が掛からない支払督促によったとしても、異議申し立てにより通常訴訟に移行した場合、回収に係る費用が債務を上回る。 また、車両は全て撤去されており、現在は市営住宅敷地の不適正使用状態が解消されているため、異議申し立てを受ける可能性が高い。 そのため、法的措置への移行は費用対効果を鑑みて慎重な検討を要する。 ・過去に駐車していた期間の損害金であるため、車両を撤去したことや、市営住宅を退去したことにより支払いに対する意識が薄れている。 【改善策】 ・市内及び周辺地域に居住している債務者へは、夜間訪問等により直接接触を図り、納付指導を行う。 ・督促文書の内容に、あらためて損害金についての説明を記載する等して、納付への意識を高める。

4. 令和7年度の実績内容 … 「1. 令和6年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和6年度の実績内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
・引き続き郵送・電話による催促や時間帯を変えて居住地を訪問し、滞納解消に向け納付指導を行う。 ・現在も市営住宅へ入居している債務者へは、家賃収納と連携して指導を行う。
未収金の発生抑制に向けた取組
・すでに住宅の敷地には不法駐車はないため、今後地代相当損害金の発生はない。

5. 令和6年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

回収債権										整理債権								合計
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
分類	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残りの見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計 ＝ 上記2のD (令6実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)
過年度未収債権の件数		8							8							46	46	54
過年度未収金残高		37							37							158	158	195
現年度未収債権の件数									0								0	0
現年度未収金残高									0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：(⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和6年度決算見込における債務者数	8	令和6年度決算見込における未収債権の件数(過年度＋現年度)	54
	人	令和6年度決算見込における未収金残高(過年度＋現年度)＝ 上記2のD(令6実績)のケ	195